

## 公 告

福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託について、次のとおり、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年7月8日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 委託業務

#### (1)名称

福井県総合グリーンセンター方向性検討業務

#### (2)内容

別添『福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託仕様書』のとおり

#### (3)提案上限額

金6,000,000円(消費税額および地方消費税額を含む。)

※令和8年福井県議会6月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、あらかじめご承知願います。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

### 3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、福井県総合グリーンセンター方向性検討業務企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「応募資格」という。)に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。共同企業体を構成して参加する場  
合においては、代表者となる構成員がすべての応募資格を満たすとともに、それ以外の構成員が次の(2)～(8)の要件を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(1)本業務に係る担当者は下記に類する経験を有すること。

- ・公園または園内施設(建物を含む)の新設・改修に関する業務
- ・行政機関等が設置するワーキンググループの運営に関する業務

(2)本業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3)福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。

ただし、「4プロポーザル審査の手続き等(4)応募資格認定申請書の提出」時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生法手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### (8) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑤ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩ 書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

#### 4 応募要領および仕様書の配布

応募要領および福井県総合グリーンセンター方向性検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)については、次のとおり配布する。

##### (1) 配布期間

令和8年7月8日(水)から令和8年7月15日(水)まで(土日を除く)

##### (2) 配布時間

9時から17時まで(15日は16時まで)

### (3)配布場所

福井県農林水産部森づくり課(福井市大手 3 丁目 17-1)

TEL: 0776-20-0442/FAX: 0776-20-0654

なお、福井県ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL)

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/kenminundou/gc\\_dirction.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/kenminundou/gc_dirction.html)

## 5 関係書類の提出

### (1)提出期限

応募要領に記載する関係書類の提出期限は次のとおりである。

ア 令和8年7月15日(水)16時まで(必着)

①「応募資格認定申請書」

②「応募資格誓約書」

③ 競争入札参加資格通知書の写し

(共同企業体の場合には、以下の書類を提出すること。)

④「共同企業体構成表」

⑤「共同企業体協定書」

イ 令和8年7月29日(水)17時まで(必着)

①「企画提案書の提出について」

②「企画提案書」

③「費用積算書」

### (2)提出先

福井県農林水産部森づくり課(担当:加藤、桑原)

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1

## 6 委託先候補者の決定方法

委託先候補者は、企画提案書の提出のあった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、県が設置する選定委員会において審査の上、決定する。

## 7 審査結果の通知

審査委員会による審査結果については、別途、応募者に対して通知する。

## 8 その他

(1)提出された書類は返却しない。

(2)この応募に要する経費については、応募者の負担とする。

(3)提出した書類の内容に虚偽の記載がある場合は失格とする。

(4)この公告に掲げるもののほか、必要となる事項は、応募要領によるものとする。